

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 大重公彦



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
4SNE1ST00740		4SNQ1C00010 0001				WM-Z100006				
品名 または 件名										
産業廃棄物収集運搬処分										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
27,000.00	LI							1		
納地または工事場所				引 渡 場 所						
九 処				整備部衛生課						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
				令和7年3月31日（月）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和6年12月12日（木）15時00分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」は令和4・5・6年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- ク 環境配慮への取組状況、優良認定への適合状況（裾切基準50%以上）を満たすことを証明する書類を期日まで提出し承認を得たものであること。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和6年12月18日（水）15時00分に再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の

110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格（予定数量×単価の総額）の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、解除を申し出た日以降の「（予定数量－納入数量）×単価」の総額（税込み）の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札参加希望者は、第7項第1号クの各種証明書類の提出を令和6年12月6日（金）12時00分までに提出すること。
- ウ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- エ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和6年12月11日（水）12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に
「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- オ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- カ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- キ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- ク 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面サイズ7.0インチ以上）の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米、福岡の各商工会議所
- イ 福岡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること ミタリ
九州補給処調達会計部契約課第2契約班 担当 御手洗 （内線2319）

陸上自衛隊仕様書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
産業廃棄物処理		WM-Z100006
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和6年11月13日
	変 更	
	作成部隊等名	九州補給処装計部衛生課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、九州補給処において実施する産業廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物をいう。）の処理（以下，“処理”という。）の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

DSP Z 9008

品質管理等共通仕様書

GLT-CG-Z000001

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）

1.3.2 関連文書

廃棄物情報の提供に関するガイドライン

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約相手方は，“廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，“法”という。）,” 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令“及び” 廃棄物情報の提供に関するガイドライン“に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を適正に実施する。

2.2 処理の対象

処理の対象となる産業廃棄物は，“廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令“第2条及び第2条の四によるものとし、廃棄物データシート・種類及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処理の区分

処理の区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、収集運搬、中間処理及び最終処分とする。

2.4 処理基準

処理基準は、次による。

- a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める“産業廃棄物処理基準”による。
- b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の二で定める“特別管理産業廃棄物処理基準”による。
- c) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の処置は、法第12条の三で定めるところによる。

3 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008によるものとし、要求事項は、DSP Z 9008の表1のaによる。

4 品質保証

監督及び検査は、搬出時に監督官が検査官の立会を求めることとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に基づき実施するほか、契約相手方及び官側双方が調達要領指定書をもって、当該（特別管理）産業廃棄物個々の品目が確実に搬出されることを確認する。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	提出先	部数	提出時期	様式
1	（特別管理）産業廃棄物収集運搬許可証（写）及び （特別管理）産業廃棄物処分業許可証（写） ^{a)}	契約担当官等	1	契約後速やかに	－
2	産業廃棄物管理票（マニフェスト）		1	運搬終了後１０日以内を基準とする。	B２票
			1	処分終了後１０日以内を基準とする。	D票
			1	最終処分業者から二次マニフェストのE票の送付を受けた日から１０日以内を基準とする。	E票
注 ^{a)} 許可の更新申請中においては、自治体等の受領印が押された更新申請書の写を提出し、更新終了後、各許可証の写を提出する。					

5.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材，機器及び消耗品等は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約相手方が準備する。

5.3 搬出場所

処理対象品の搬出場所は，調達要領指定書によって指定する。

5.4 安全管理

契約相手方は，安全管理に注意するとともに，必要な場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

5.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	2 5
	調 達 要 求 番 号	4SNQ1CO0010
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6 年 11 月 19 日
	作 成 部 課	九州補給処装計部衛生課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 11 月 19 日
品 名	産業廃棄物収集運搬処分	
仕 様 書 番 号	WM-Z 1 0 0 0 0 6	

指定事項

2.2 処理の対象

処理の対象	予定数量	保有部隊
廃アルカリ（メッキ廃液）	27,000L	九州補給処整備部衛生課

5.1 提出書類

表 1 の提出先については九州補給処整備部衛生課とする。

5.3 搬出場所

九州補給処 整備部 衛生課